

見附市告示第42号

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

見附市長 稲田 亮

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱（平成21年見附市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住宅」の次に「又は事業所」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「住宅」の次に「又は事業所」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 事業所 専ら事業の用に供する店舗、事務所、工場等の建築物をいう。

第3条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「設置する者」の次に「又は市内の事業所に売電事業で使用しない太陽光発電システムを設置する個人事業主若しくは法人」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号ただし書中「前条第6号」を「前条第7号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 設置する住宅又は事業所が土砂災害特別警戒区域にないこと。

第7条第1項ただし書中「第2条6号」を「第2条7号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受理する申請について適用し、この要綱の施行の日前に受理された申請については、なお従前の例による。